

## 新型コロナウイルス感染症の国内発生を踏まえた

### 連合大阪の当面の対応について その49

政府は、5月8日以降新型コロナウイルス感染症の感染法上の扱いを変更するとともに、3月13日よりマスク着用を個人の判断に委ねることを決定しました。また、大阪府としても、政府の基準に準じた形で取り扱うことを2月24日の新型コロナウイルス対策本部会議で確認しています。連合大阪といたしましても3月13日以降の「マスク着用の考え方」等を踏まえて、当面の対応について見直すこととします。

また、感染症法上の扱いが変更される5月8日以降の対応につきましては、あらためてお知らせいたします。

なお、事態の急変があった場合は、対応を変更する可能性があります。

#### 【当面の対応】期間 2023年3月13日（水）～5月7日（日）

#### I. 会議・集会・イベントの扱い

連合大阪が主催する会議・集会・イベントについては、三密に注意のうえ基本的な感染対策（換気・手指消毒）を継続し、当面予定しているものについて、以下のとおりとする。

##### 1. 各種取り組み・屋外イベントについて

基本的な感染防止対策（換気・手指消毒）を当面継続して開催する。なお、マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。また、会議の目的に沿ってWEBの活用も併せて検討する。

##### 2. 集会や委員会などについて

###### (1) 集会やイベントなどについて

連合大阪が招集する集会やイベントなどについては、大阪府の要請に準拠する。また、地域・地区協議会の活動についても、原則として連合大阪に準ずる。

開催条件:①安全計画を策定しないイベントの参加人数は、屋外・屋内を問わず5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方を上限とする。  
②収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。

###### (2) 会議体などについて

連合大阪が招集する会議体などについては、基本的な感染防止対策（換気・手指消毒）を当面継続して開催する。また、地域・地区協議会の活動についても、原則として連合大阪に準ずる。

### (3) 共通項目

三密に注意し感染拡大防止に努める事とする

条件：①2方向の窓を同時に開けるなど換気を徹底する。

②近距離での会話を回避する。

③参加者を把握すると共に検温を実施し、有症状者の参加を控える。

注意：①手指を消毒できる薬剤を常設し、参加者の利用を促す。

②マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

## II. 連合大阪の事務局体制と感染防止行動の徹底について

引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む必要があると考え、連合大阪として以下の体制を実施します。

### 1. 連合大阪事務所の体制について

- ・平常時に戻し、全員出局とする。
- ・出局者は、通勤ラッシュ・満員電車を避けるため、前後1時間の時差通勤を適用する。

### 2. 各地域協議会事務所の体制について

- ・平常時に戻し、全員出局とする。
- ・出局者は、通勤ラッシュ・満員電車を避けるため、前後1時間の時差通勤を適用する。

### 3. 相談体制について

- ・平常時の対応に戻す。
- ・メール相談などの活用については、引き続き推進する。

### 4. 他の団体が主催する会議・集会・イベントへの参加について

- ・主催団体の開催条件に従って参加の可否を判断する。

### 5. 感染防止行動の徹底について

#### (1) 時差通勤について

就業規則 第4章 第1節 第56条(勤務時間)にある始業時刻、就業時刻を一定時間ずらし、出退勤時の公共交通機関における混雑時間帯を避ける。

#### (2) 体温管理（検温）について

- ・各人で毎朝、体温管理を行う。

#### (3) マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

以上